

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年4月20日
【四半期会計期間】	第59期第2四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	北川精機株式会社
【英訳名】	KITAGAWA SEIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 条範
【本店の所在の場所】	広島県府中市鶉飼町800番地の8
【電話番号】	0847(40)1200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 小林 由和
【最寄りの連絡場所】	広島県府中市鶉飼町800番地の8
【電話番号】	0847(40)1200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 小林 由和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年2月16日に提出いたしました第59期第2四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
- 1 事業等のリスク

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

（訂正前）

当第2四半期連結累計期間において、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

（訂正後）

当第2四半期連結累計期間において、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等の解消について）

当社グループは、平成22年6月期に、事業環境の急激な悪化により、売上高が著しく減少し、多額の当期純損失を計上したこと等により「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載をしておりました。

当社グループは、当該状況を解消させるため不採算事業から撤退するとともに、中期経営計画に基づき、経営基盤の強化と財務体質の安定・改善に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において売上・四半期純利益ともに前年を大幅に上回り改善が見られました。また、連結会計年度においても利益計上が見込め、3期連続しての利益計上が予想されます。これらのことから、本格的な業績回復を確信し継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況は現時点では認められないと判断し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消しました。